入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月21日

支出負担行為担当官

北海道農政事務所長　大坪　正人

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　01

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　購入等件名及び数量　平成30年度行政情報システム用クライアントパソコンの賃貸借及び保守業務　283式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　平成30年10月１日から平成34年９月30日まで。

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札者は、上記１の⑵の総価を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　電子調達システムの利用　本件は、競争参加資格の確認のための証明書等（以下「証明書等」という。）の提出、入開札を電子調達システムにより実施することができる対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている、北海道地域の競争参加有資格者であること。

⑷　本公告に示した物品等を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品等を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

⑸　予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑹　北海道農政事務所長から北海道農政事務所物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領（平成27年３月31日付け26道農第1734号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

⑺　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒064―8518 北海道札幌市中央区南22条西６－２－22　北海道農政事務所会計課　吉田裕紀　電話011―330―8766

⑵　入札説明書の交付方法　上記３の⑴の交付場所にて無料で交付する（行政機関の休日を除く。）。

⑶　提案書等の提出期限　平成30年７月11日午後５時　上記３の⑴宛て持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑷　入札書の受領期限　平成30年７月17日午後５時　上記３の⑴あて持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子調達システムで送信すること。

⑸　開札の日時及び場所　平成30年７月18日午前11時　北海道農政事務所ＴＶ会議室

4　提案書の審査

入札説明書に基づいて作成した提案書を支出負担行為担当官が審査し、仕様を満たしていない者は落札決定の対象としないものとする。

5　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争参加に必要な書類を上記３の⑶の期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書の作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を貸付けできると支出負担行為担当官が判断した証明書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masato Otsubo, Director of Hokkaido District Agriculture Office.

⑵　Classification of the products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the products to be lease : personal computer 283 sets

⑷　Lease period : From 1 October, 2018 through 30 September, 2022

⑸　Lease place : As shown in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have the Grade “A”, “B” or “C” in terms of qualification “Provision of services” at Hokkaido area for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2016, 2017 and 2018.

④　prove to have the ability to rent the products concerned by themselves and by a third party, should the products requested through this notice be rent　by a third party, and prove to have prepared a system to provide maintenance for the rent products.

⑤　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑥　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑦　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bitting system.

⑺　Time limit for tender : 17 : 00 P.M., 17 July, 2018

⑻　Contact point for the notice : Yuuki Yoshida, Accounting Section, of Hokkaido District Agriculture Office, 6―2―22 Nishi Minami 22-jo Chuo-ku Sapporo city Hokkaido 064―8518 Japan. TEL 011―330―8766

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月21日

支出負担行為担当官

北海道農政事務所長　大坪　正人